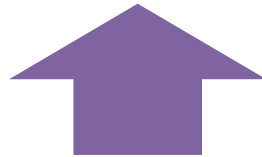


問 1 建設業法の目的とは

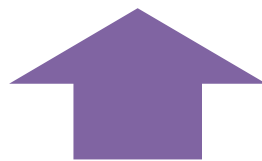
建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。
(建設業法 第1条参照)

到達する目的
公共の福祉の増進



目的達成への理念

- 1. 建設工事の適正な施工を確保**
- 2. 発注者を保護**
- 3. 建設業の健全な発達を促進**



とるべき措置

- 1. 建設業を営む者の資質の向上**
- 2. 建設工事の請負契約の適正化**

建設業法上の用語のポイント

1. 建設工事とは、**土木建築**に関する工事で、次の**29業種**に区分されます。

29業種の工事

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事（P48・49参照）

2. 建設業とは、**建設工事の完成**を請け負う営業をいいます。

3. **建設工事の請負契約**とは、報酬を得て**建設工事の完成を目的**として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務、運搬業務などは、その内容自体が建設工事ではないので、建設工事の請負契約には該当しません。

4. **軽微な建設工事のみ**を請け負うことを営業とする者については、**建設業の許可を必要**としていません。建設業法上は、「**建設業者 = 建設業許可業者**」と「**建設業を営む者 = 許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者**」に用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、

- 工事一件の請負代金の額が500万円※に満たない工事（建築一式工事の場合は、1,500万円※に満たない工事） 又は、
 - 建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅の建設工事
- ※注文者（建設業法上の発注者又は元請負人）が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負代金に加えた額となります。

5. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請	四次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契約上	発注者	受注者 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人

6. **請負代金の額**とは、**消費税を含んだもの**をいいます。